# 土佐清水市 公民館サークル登録基準

### はじめに - 社会教育や地域文化の拠点として -

市民が「つどい」や「まなび」を通して仲間をつくり、生活や人生を豊かにし、生きる喜びを 感じることができたらどんなにすばらしいことでしょう。

公民館ではこのような願いをもったサークルが、それぞれの「夢の後押し」のために日々活動 を続けています。

#### 公民館サークルとは

目的に沿い会員の総意で運営する「社会教育団体」で、自主的・計画的・継続的な活動を基本としています。

地域の社会教育や文化活動の拠点であり、市民への広がりや地域の学習要求の受け皿となることが期待されます。

土佐清水市における公民館サークルの登録基準として、以下のとおり定めます。

## 1. 登録基準

公民館サークルとなるには、概ね次の要件を満たすものであること。

- ① 社会教育法第23条(公民館の運営方針)に抵触していないこと
- ② 公民館事業から派生すること
- ③ 主に市内在住、在勤者で構成し、概ね10名以上であること
- ④ 活動内容が公開され、市民にひらかれたものであること
- ⑤ 組織的な活動を基本とし、民主的に運営されていること
- ⑥ 活動が計画的・継続的であること
- (7) 活動のための経費基盤を確立していること
- ⑧ 社会教育を目的とした実績(見込み)を有し、今後地域への貢献が期待されること
- ⑨ その他、館長が必要と特に認めたもの

### 2. 登録期間

毎年4月1日を基準とし、直近の3月31日までとする。但し、引き続き活動することを妨げない。

### 3. 登録申請

登録を希望する団体は、以下の書類を添えて公民館に申請する。

- ① 活動申請書
- ② 活動計画書
- ③ 会員名簿
- ④ 会則または規約

活動内容の把握のため、公民館は当該団体に対してヒアリング等の実施を求めることができる。

## 4. 登録抹消

登録されたサークルが登録基準の各項に該当しなくなったときは、登録を取り消すことが ある。

#### 5. 公民館の責務

公民館は登録サークルの求めに応じ、その活動の維持・発展のため次の支援を行う。

- ① 主催事業に支障がない範囲内で、公民館の使用に便宜を図る
- ② 運営に関する助言
- ③ 講師の斡旋
- ④ 必要な資料や情報の提供、調査研究への協力
- ⑤ その他、継続的な活動のために必要な支援

この基準は昭和51年4月1日から適用する

この基準は平成12年4月1日から適用する(一部字句改訂)

この基準は令和4年4月1日から適用する(構成及び内容改訂)